

資金収支計算書

平成22年 4月 1日 から
平成23年 3月31日 まで

(単位 円)

収 入 の 部	
科 目	決 算
学生生徒等納付金収入	727,882,647
手数料収入	34,147,800
寄付金収入	2,583,000
補助金収入	483,652,853
資産運用収入	781,917
雑収入	5,854,185
前受金収入	156,488,500
その他の収入	18,116,930
資金収入調整勘定	△ 138,035,094
前年度繰越支払資金	249,419,384
収 入 の 部 合 計	1,540,892,122

(単位 円)

支 出 の 部	
科 目	決 算
人件費支出	699,153,442
教育研究経費支出	187,825,939
管理経費支出	64,058,858
借入金等利息支出	7,115,955
借入金等返済支出	133,330,000
施設関係支出	39,670,190
設備関係支出	9,554,333
資産運用支出	14,585,290
その他の支出	23,462,541
資金支出調整勘定	△ 18,745,558
次年度繰越支払資金	380,881,132
支 出 の 部 合 計	1,540,892,122

資金収支内訳表

平成22年 4月 1日 から
平成23年 3月31日 まで

収 入 の 部

(単位 円)

科目	部門			総 額
		学校法人	大阪高等学校	
学生生徒等納付金収入		0	727,882,647	727,882,647
手数料収入		0	34,147,800	34,147,800
寄付金収入		0	2,583,000	2,583,000
補助金収入		0	483,652,853	483,652,853
資産運用収入		0	781,917	781,917
雑収入		0	5,854,185	5,854,185
計		0	1,254,902,402	1,254,902,402

支 出 の 部

(単位 円)

科目	部門			総 額
		学校法人	大阪高等学校	
人件費支出		8,950,000	690,203,442	699,153,442
教育研究経費支出		0	187,825,939	187,825,939
管理経費支出		0	64,058,858	64,058,858
借入金等利息支出		0	7,115,955	7,115,955
借入金等返済支出		0	133,330,000	133,330,000
施設関係支出		0	39,670,190	39,670,190
設備関係支出		0	9,554,333	9,554,333
計		8,950,000	1,131,758,717	1,140,708,717

消費収支計算書

平成22年 4月 1日 から
平成23年 3月31日 まで

(単位 円)

消費収入の部	
科目	決算
学生生徒等納付金	727,882,647
手数料	34,147,800
寄付金	2,786,875
補助金	483,652,853
資産運用収入	781,917
雑収入	5,854,185
帰属収入合計	1,255,106,277
基本金組入額合計	△ 82,758,398
消費収入の部合計	1,172,347,879

(単位 円)

消費支出の部	
科目	決算
人件費	704,026,339
教育研究経費	250,804,757
管理経費	79,803,562
借入金等利息	7,115,955
資産処分差額	22,805
消費支出の部合計	1,041,773,418
当年度消費収入超過額	130,574,461
前年度繰越消費支出超過額	897,479,188
基本金取崩額	864,931
翌年度繰越消費支出超過額	766,039,796

消費収支内訳表

平成22年 4月 1日 から
平成23年 3月31日 まで

消費収入の部

(単位 円)

科目	部門	学校法人	大阪高等学校	総 額
学生生徒等納付金		0	727,882,647	727,882,647
手数料		0	34,147,800	34,147,800
寄付金		0	2,786,875	2,786,875
補助金		0	483,652,853	483,652,853
資産運用収入		0	781,917	781,917
雑収入		0	5,854,185	5,854,185
帰 属 収 入 合 計		0	1,255,106,277	1,255,106,277
基本金組入額合計		0	△ 82,758,398	△ 82,758,398
消費収入の部合計		0	1,172,347,879	1,172,347,879

消費支出の部

(単位 円)

科目	部門	学校法人	大阪高等学校	総 額
人件費		8,950,000	695,076,339	704,026,339
教育研究経費		0	250,804,757	250,804,757
管理経費		0	79,803,562	79,803,562
借入金等利息		0	7,115,955	7,115,955
資産処分差額		0	22,805	22,805
消費支出の部合計		8,950,000	1,032,823,418	1,041,773,418

貸借対照表

平成23年 3月31日

(単位 円)

資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	2,076,119,427	2,096,007,666	△ 19,888,239
流動資産	482,688,874	355,829,562	126,859,312
資 産 の 部 合 計	2,558,808,301	2,451,837,228	106,971,073

負 債 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定負債	350,676,814	379,133,917	△ 28,457,103
流動負債	324,110,231	402,014,914	△ 77,904,683
負 債 の 部 合 計	674,787,045	781,148,831	△ 106,361,786

基 本 金 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
第1号基本金	2,557,577,516	2,475,684,049	81,893,467
第4号基本金	92,483,536	92,483,536	0
基 本 金 の 部 合 計	2,650,061,052	2,568,167,585	81,893,467

消 費 収 支 差 額 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
翌年度繰越消費支出超過額	766,039,796	897,479,188	△ 131,439,392
消 費 収 支 差 額 の 部 合 計	△ 766,039,796	△ 897,479,188	131,439,392

科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
負 債 の 部、基 本 金 の 部 及 び 消 費 収 支 差 額 の 部 合 計	2,558,808,301	2,451,837,228	106,971,073

財 産 目 録

平成22年度

平成23年3月31日

学校法人大阪学園

(単位:円)

資 産 の 部			所属
科 目	金 額	摘 要	
固定資産	2,076,119,427		大阪高等学校
流動資産	482,688,874		
資産の部合計	2,558,808,301		
負 債 の 部			
科 目	金 額	摘 要	
固定負債	350,676,814		
流動負債	324,110,231		
負債の部合計	674,787,045		
純資産額	1,884,021,256	(資産総額－負債総額)	

上記財産目録は、平成23年3月31日現在の資産、負債、純資産の総額が正確に記載されたものであることを証明する。

平成23年5月20日

学校法人 大阪学園
理事長 深川 純一

平成23年5月23日

学校法人 大阪学園

理事長 深川 純 一 殿

学校法人 大阪学園

監事 黒野 一 宏 ㊟

監事 木村 勝 ㊟

私たち監事は、私立学校振興助成法第14条3項の規定に基づき、学校法人 大阪学園の業務並びに財産の状況につき、下記の通り監査報告書を提出します。

監 査 報 告 書

私たち監事は、学校法人 大阪学園の平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）における計算書類、すなわち資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む）について監査を行いました。その結果につき以下の通り報告します。

1. 監査の方法

監事は、理事等から業務の執行状況について聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、学園に於いて業務及び財産の状況を調査致しました。また会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び附属明細書につき検討致しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表は、学校法人会計基準に準拠して学園の経営状況及び財政状態を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 計算書類及びその作成の基礎となる会計記録に適切に記録されていない重要な取引は認められません。
- (4) 理事者や内部統制に重要な役割を果たしている教職員等による、計算書類に重要な影響を与える不正及び違法行為は認められません。
- (5) 計算書類の資産や、負債又は基本金の計上額や表示に重要な影響を与える事業計画や意思決定は認められません。
- (6) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく表示しており指摘すべき事項は、認められません。
- (7) 理事者の業務の執行状況に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。